

1. 国土強靱化基本計画

- 根拠法 国土強靱化法（平成25年12月施行）
- 計画策定 平成26年6月策定、計画期間5年
- 目的等 大規模自然災害等に備えた事前防災及び減災の推進（国土強靱化に関する他の国計画等の指針）
- 見直し 平成30年12月
※近年の災害から得た教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえた見直し

2. 新潟市国土強靱化地域計画

- 計画策定 平成27年3月策定、計画期間5年（法に基づき国計画を踏まえて策定）
- 策定趣旨 本市における国土強靱化に関し、地域防災計画をはじめとする各分野別計画の指針
- 計画構成（新潟市の地域特性を考慮した計画づくり）

危機事象の設定

地震、津波、洪水、土砂災害
など

首都圏被災、交通インフラ麻痺
など

【新潟市国土強靱化地域計画の構成】

新潟市強靱化の2本柱

足元の安心安全の確保

防災・減災のまちづくり

起きてはならない事象の設定

脆弱性評価

施策の推進方針

分野ごとに重点的に取り組む
施策を設定

救援・代替機能の強化

首都圏有事への機能発揮

新潟市の果たせる役割の再整理

現状と課題の整理

施策の推進方針

有事に備えた平時の取組の
推進

国土強靱化に関する各分野計画の指針

3. 計画の見直し

■基本的な考え方

多発する大規模自然災害への対応や、市の災害対応に関する課題、国計画の見直し等を踏まえた時点修正

■主な見直し事項

I. 国内の災害対応における新たな課題や知見の反映

- 「起きてはならない最悪の事態」の再整理（16項目⇒17項目）
※修正点は下線部のとおり

- 17の起きてはならない最悪の事態
- ① 建物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生
 - ② 河川洪水や異常気象等での突発的又は広域かつ長期的な浸水等による多数の死傷者の発生
 - ③ 土砂災害等による多数の死傷者の発生
 - ④ 広域にわたる大規模津波による多数の死傷者の発生
 - ⑤ 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
 - ⑥ 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
 - ⑦ 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
 - ⑧ 被災による医療機能の麻痺
 - ⑨ 市役所及び区役所の被災による大幅な機能低下
 - ⑩ 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
 - ⑪ 地震・洪水・大雪等による地域交通ネットワーク及び広域的な基幹交通の機能停止
 - ⑫ 農地の荒廃や生産基盤の機能停止等による食料供給の停滞
 - ⑬ 電力やガス等の長期にわたるエネルギー供給の停止
 - ⑭ 上水道の長期にわたる供給停止
 - ⑮ 下水道施設の長期にわたる機能停止
 - ⑯ 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
 - ⑰ 地域コミュニティの機能が活かされないことによる被害の悪化、有形・無形文化の衰退や喪失

II. 本市の災害対策に関する課題への対応

- 平成29年度の大雪など、市民生活に影響が出た災害に関して対応を追加
- 冬期における円滑な道路交通の確保のための除雪体制整備など、雪対策を追加

III. さらなる救援・代替機能の強化

- 熊本地震、平成30年7月豪雨、台風19号における被災地支援実績を踏まえた修正

IV. 計画に基づき推進する事業の一覧化

- 各府省庁の交付金等の対象要件を満たすため、計画に基づき推進する事業等の一覧を、別紙で策定

■計画公表に関するスケジュール

- R1. 12月13日 市民厚生常任委員協議会報告
- R1. 12月24日～R2. 1月23日 パブリックコメント
- R2. 3月18日 新潟市防災会議への諮問 → 承認後に公表